

質問回答書

令和7年12月24日

(業務名) 吉野ヶ里町放課後児童クラブ運営業務委託

(質問事項は原文のまま掲載しています。)

| No. | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | プレゼンテーションについて プレゼンテーション用の資料は任意で作成し、当日スクリーンへの投影はかのうでしょうか。ご教示下さい。 | プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書の内容及び提案内容に関する資料の投影を許可します。また、プロジェクターとスクリーン、HDMIケーブルについては町で準備します。HDMI端子付きパソコンをご持参ください。ただし、持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定してください。 |
| 2 | 支援員について 三田川3支援、東背振2支援で各クラブに現在在籍されている有資格者、無資格者の人数をご教示下さい。また、各小学校に1名、統括放課後児童支援員が在籍しているようですが、その他のクラブには主任支援員（クラブ責任者）は在籍されているのかご教示下さい。 | ・三田川放課後児童クラブ……有資格者 6名 / 無資格者 4名 ・東脊振放課後児童クラブ……有資格者 4名 / 無資格者 3名 現在、三田川放課後児童クラブと東脊振放課後児童クラブにそれぞれ総括放課後児童支援員をクラブ責任者として配置しており、支援単位ごとに主任支援員は配置していません。 |
| 3 | おやつ代について 仕様書の運営業務分担区分では保育料の徴収等は町となっておりますが、おやつ代は委託料に含まれるのでしょうか。また、現在のおやつ代の月額をご教示下さい。 | 負担金(保育料)の収納は町が行いますが、おやつ代は負担金に含まれていないため、委託料にも含まれていません。仕様書（別表1）運営業務分担区分により、「おやつの購入」は受託者の業務となっています。 また、現在のおやつ代は、（資料）各種料金表をご参照ください。 なお、普通傷害保険料についても委託料には含まれていません。（仕様書13.保険等の加入） |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | <p>延長料金について 18:00以降の延長料金の金額並びに徴収方法をご教示下さい。延長料金は町へ送金もしくは持参するのかも合わせてご教示下さい。</p> | <p>現在、延長料金は現金で徴収しています。通常利用の場合、毎月保護者負担金と合わせて徴収しています。単発利用の場合、利用ごとに100円を徴収しています。また、仕様書（別表1）運営業務分担区分より保護者負担金の集金は受託者が行い、収納は町が行います。受託者と町における保護者負担金の收受方法については、受託候補者と協議、検討します。 延長料金は、（資料）各種料金表をご参照ください。</p> |
| 5 | <p>貸付備品について 貸付備品に三田川、東背振ともにプリンターの記載がございませんが、これについては町でご準備いただけるのか、選定事業者が準備するのかをご教示下さい。</p> | <p>プリンターについては、町での準備はありません。（必要に応じ受託者で準備をお願いします。）</p> |
| 6 | <p>放課後支援員待遇改善事業について 現在在籍中の支援員、補助員の（月額9,000円相当の賃金改善）について三田川の各支援員、補助員の支給金額と人数、東背振の支援員、補助員の支給金額と人数をご教示下さい。</p> | <p>令和7年度は、委託費の設計に基づく支援員等の人数、出勤月数に応じて支給し、今年度の支給総額は1,224,000円（内訳は、三田川783,000円、東背振441,000円）になる見込みです。</p> |
| 7 | <p>定員について 三田川3支援、東背振2支援の各クラブの定員数をご教示下さい。 また、長期休暇のみ利用の児童は受け入れているのか、その場合の保育料等についてご教示下さい。</p> | <p>定員数は、仕様書6. 対象児童及び定員（2）アに示す通りです。また、長期休暇（春季休業、夏季休業、冬季休業、学年末）のみ利用も受け入れています。 保護者負担金は、（資料）各種料金表をご参照ください。</p> |

(資料) 各種料金表

| 項目 | 金額 | 備考 |
|-----------|------------------------|---------------|
| 通年負担金 | 3,000 円/月 ※8月を除く | 町条例規定料金 |
| 通年の8月負担金 | 5,000 円/月 ※通年利用者の8月の料金 | 町条例規定料金 |
| 通年おやつ代 | 2,500 円/月 ※8月も同額 | 現受託者による設定料金 |
| 通年延長料 | 100 円/回 | 町条例規定料金 |
| 土曜日（月利用） | 1,000 円/月 | 町条例規定料金 |
| 土曜日（単発） | 400 円/回 | 町条例規定料金 |
| 土曜日延長料 | 100 円/回 | 町条例規定料金 |
| 春季休業負担金 | 1,500 円/期 | 町条例規定料金 |
| 春季休業おやつ代 | 600 円/期 | 現受託者による設定料金 |
| 夏季休業負担金 | 6,000 円/期 | 町条例規定料金 |
| 夏季休業おやつ代 | 3,800 円/期 | 現受託者による設定料金 |
| 冬季休業負担金 | 2,000 円/期 | 町条例規定料金 |
| 冬季休業おやつ代 | 1,000 円/期 | 現受託者による設定料金 |
| 学年末休業負担金 | 1,500 円/期 | 町条例規定料金 |
| 学年末休業おやつ代 | 600 円/期 | 現受託者による設定料金 |
| 長期休校延長料 | 100 円/回 | 町条例規定料金 |
| 普通傷害保険料 | 2,000 円程度 | 現受託者による加入及び料金 |